

議案第97号

沼田市都市公園条例の一部を改正する条例について

沼田市都市公園条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月10日提出

沼田市長 横山 公一



沼田市都市公園条例の一部を改正する条例

沼田市都市公園条例（昭和53年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第3項中「前2号」を「前2項」に改める。

第8条第4項中「市長は、有料公園施設」を「有料公園施設」に、「、利用時間等を定めることができる」を「及び利用時間は、別表第3のとおりとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第15条第1項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条第2項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第1中

	南原ふれあい公園	沼田市鍛冶町3913番地11	を に
	利南運動公園	沼田市沼須町407番地	

改める。

別表第2中

公園名	施設の名称	を
沼田公園	野球場	
	庭球場	
	沼田小学校講堂記念体育館	

有料公園施設の名称

公園名	施設の名称	に、
沼田公園	沼田小学校講堂記念体育館	

  

	市民プール	
--	-------	--

	売店
--	----

を

	市民プール
	売店
利南運動公園	野球場
	テニスコート

に

改める。

別表第4を別表第5とする。

別表第3中

沼田公園	野球場	1面	1時間	220円
	庭球場	1面	1時間	60円
		夜間照明使用料	1時間	270円
	売店		許可の都度市長が定める。	

を

沼田公園	売店		許可の都度市長が定める。
------	----	--	--------------

に、

	更衣用ロッカー 使用	1回	100円
--	---------------	----	------

を

	更衣用ロッカー	1回	100円
--	---------	----	------

に、

	売店		許可の都度市長が定める。
--	----	--	--------------

1 市外の者が使用する場合の使用料は、倍額とする。

- 2 利益を目的として使用する場合は、その都度市長が定める。
- 3 沼田小学校講堂記念体育館及び沼田武道場を利用する場合  
沼田市社会体育施設設置及び管理条例（昭和51年条例第35号）の定めるところによる。
- 4 旧生方家住宅及び生方記念資料館を利用する場合  
旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例（平成31年条例第15号）の定めるところによる。
- 5 旧土岐邸洋館を利用する場合  
旧土岐邸洋館設置及び管理条例（平成2年条例第21号）の定めるところによる。

を

	売店		許可の都度市長が定める。	
利南運動公園	野球場	1面	午前9時から正午まで	2,310円
			午後1時から午後5時まで	3,080円
			午後5時から午後7時まで	1,540円
			午前9時から午後5時まで	6,160円
		放送設備	午前9時から正午まで	660円
			午後1時から午後5時まで	880円
			午前9時から午後5時まで	1,760円
		スコアボード	午前9時から正午まで	660円
			午後1時から午後5時まで	880円
			午前9時から午後5時まで	1,760円

テニスコート	1面	午前9時から正午まで	1,320円
		正午から午後3時まで	1,320円
		午後3時から午後5時まで	880円
		午後5時から午後7時まで	880円
		午後7時から午後9時まで	880円
	本部室（放送設備）	午前9時から正午まで	660円
		正午から午後3時まで	660円
		午後3時から午後5時まで	440円
		午後5時から午後7時まで	440円
		午後7時から午後9時まで	440円
	夜間照明	午後5時から午後7時まで	660円
		午後7時から午後9時まで	660円

に

備考

- 1 市民とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- 2 市民以外の者が有料公園施設を利用する場合における使用料の額は、この表に定める使用料の2倍の額とする。ただし、運動公園の市民プールの更衣用ロッカーを利用する場合を除く。
- 3 有料公園施設を利用する者が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める使用料の額とする。ただし、運動公園の市民プールの更衣用ロッカーを利用する場合を除く。

- (1) スポーツの目的以外の目的で利用する場合において、入場料等を徴収しない、又は営利目的で利用しないとき この表に定める使用料の2倍（市民以外の者は4倍）の額
- (2) スポーツの目的で利用する場合において、入場料等を徴収し、又は営利目的で利用するとき この表に定める使用料の5倍（市民以外の者は10倍）の額
- (3) スポーツ以外の目的で利用する場合において、入場料等を徴収し、又は営利目的で利用するとき この表に定める使用料の10倍（市民以外の者は20倍）の額
- 4 利用時間が1時間未満のものは、1時間とする。
- 5 利用時間には、準備、片付け等の利用に必要な時間を含めるものとする。
- 6 市民及び市民以外の者が共同で利南運動公園の野球場又はテニスコートを利用する場合において、その構成員のうち市民が過半数を占めるときは、市民の使用料の額とする。
- 7 満65歳以上又は高校生以下の者が利南運動公園の野球場（放送設備及びスコアボードを除く。）及びテニスコート（本部室（放送設備）及び夜間照明を除く。）を利用する場合における使用料の額は、使用料の2分の1の額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 8 満65歳以上の者、高校生以下の者及びこれら以外の者が共同で利南運動公園の野球場又はテニスコートを利用する場合において、その構成員のうち満65歳以上の者及び高校生以下の者が過半数を占めるときは、備考7の満65歳以上の者又は高校生以下の者の使用料の額とする。
- 9 沼田小学校講堂記念体育館及び沼田武道場を利用する場合は、沼田市社会体育施設設置及び管理条例（昭和51年条例第35号）の定めるところによる。
- 10 旧生方家住宅及び生方記念資料館を利用する場合は、旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例（平成31年条例第15号）の定めるところによる。
- 11 旧土岐邸洋館を利用する場合は、旧土岐邸洋館設置及び管理条例（平成

2年条例第21号)の定めるところによる。

改める。

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第8条関係)

有料公園施設の利用期間及び利用時間

施設区分	名称	利用期間	利用時間
運動公園	野球場	4月1日から4月30日まで	午前9時から午後5時まで
		5月1日から7月31日まで	午前9時から午後7時まで
		8月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時まで
	陸上競技場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時まで
	補助競技場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで
	市民プール	7月第2土曜日から8月24日まで	午前10時から午後5時まで
利南運動公園	野球場	4月1日から4月30日まで	午前9時から午後5時まで
		5月1日から7月31日まで	午前9時から午後7時まで
		8月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時まで
	テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで
	テニスコート 夜間照明	1月4日から4月30日まで	午後5時から午後9時まで
		5月1日から7月31日まで	午後7時から午後9時まで



		8月1日から12月28日まで	午後5時から午後9時まで
--	--	----------------	--------------

備考

- 1 運動公園の野球場、陸上競技場及び補助競技場は、毎月第2及び第4月曜日（その日が日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日後の当該休日を除く直近の日）に当たるときは、利用することができない。
- 2 運動公園の市民プールは、利用期間の末日の翌日又は翌々日が日曜日のときは、当該日曜日まで利用することができる。
- 3 利南運動公園の野球場及びテニスコートは、毎月第1及び第3月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その日後の当該休日を除く直近の日）に当たるときは、利用することができない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 第1条の規定による改正後の沼田市都市公園条例の規定に基づく利用の許可に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

（沼田市社会体育施設設置及び管理条例の一部改正）

- 3 沼田市社会体育施設設置及び管理条例（昭和51年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中

ニュース スポーツ広 場	グラウンド（タ ーゲットパー ド）ゴルフコ ース	発知新田町 19番地1	個人	半日	/	220円
			団体（16 人以上）	半日		3,300円
	ゲートボール場		1面	1時間		110円

を

(仮称) 利南運動広場	沼須町40 7番地	半面	1時間	無料
-------------	--------------	----	-----	----

ニュース スポーツ広 場	グラウンド(タ ーゲットバー ド)ゴルフコー ス	発知新田町 19番地1	個人	半日	220円
			団体(16 人以上)	半日	3,300円
	ゲートボール場		1面	1時間	110円

に

改める。